

1. 制裁の制限

法第91条

労働者の服務規律違反に対し、戒告、けん責、減給、出勤停止、懲戒解雇等の制裁を課す場合には、就業規則において、制裁事由とそれに対する制裁の種類・程度を記載する必要があります。

減給の制裁は、1回の制裁事案に対する減給額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、また、1賃金支払い期において複数の制裁事案がある場合にも、当該賃金支払い期における賃金総額の10分の1を超えてはなりません。



◆減給は

1回の額	———	平均賃金の1日分の半額	} を超えてはいけません。
総額	———	1賃金支払い期における賃金総額の10分の1	

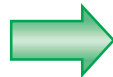
2. 法令等の周知義務

法第106条

法令の要旨、就業規則、各種労使協定等を掲示、備え付け、書面の交付等によって労働者に周知しなければなりません。



使用者



次の事項を労働者に周知する



(1) 労働基準法及び同法による命令等の要旨

(2) 就業規則

(3) 労使協定

- | | |
|----------------------------------|---|
| ①貯蓄金管理に関する協定（第18条） | ⑦一斉休憩の適用除外に関する協定（第34条） |
| ②購買代金などの賃金控除に関する協定（第24条） | ⑧時間外労働・休日労働に関する協定（第36条） |
| ③1か月単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の2） | ⑨事業場外労働に関する協定（第38条の2） |
| ④フレックスタイム制に関する協定（第32条の3） | ⑩専門業務型裁量労働制に関する協定（第38条の3） |
| ⑤1年単位の変形労働時間制に関する協定（第32条の4） | ⑪年次有給休暇の計画的付与に関する協定（第39条） |
| ⑥1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定（第32条の5） | ⑫年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準報酬日額で支払う制度に関する協定（第39条） |

(4) 企画業務型裁量労働制にかかる労使委員会の決議内容（第38条の4）



周知方法

明
確
化

●次のいずれかの方法で周知しなければならない●

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
- ② 書面で交付する
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

3. 労働者名簿

法第107条、法第109条

使用者は、各事業場ごとに、労働者名簿を作成しなければならず、また、記載事項に変更があった場合には、その都度、記載内容を訂正しなければなりません。

労働者名簿の記載事項は、「法」及び「施行規則」に定められています（「労働者名簿」の様式は79頁にあります）。



なお、労働者名簿は、労働者の退職の日から3年間の保存義務があります。

労働者名簿の記載事項

- ① 氏 名
- ② 生年月日
- ③ 履 歴
- ④ 性 別
- ⑤ 住 所
- ⑥ 従事する業務の種類
- ⑦ 雇入れの年月日
- ⑧ 退職の年月日及びその事由
(解雇の場合にあっては、その理由を含む。)
- ⑨ 死亡の年月日及びその原因

4. 賃金台帳

法第108条、法第109条

使用者は、各事業場ごとに、賃金台帳を作成しなければならず、賃金の支払いの都度、記入することを要します。

賃金台帳の記載事項は、「施行規則」に定められています（「賃金台帳」の様式は80頁にあります）。



なお、賃金台帳は、最後の記入をした日から3年間の保存義務があります。

賃金台帳の記載事項

- ① 氏 名
- ② 性 別
- ③ 賃金計算期間
- ④ 労働日数
- ⑤ 労働時間数
(労働時間等の規定が適用除外される者を除く。)
- ⑥ 時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数
(労働時間等の規定が適用除外される者については、時間外労働時間数、休日労働時間数を除く。)
- ⑦ 基本給、手当その他賃金の種類ごとにその額
(現物給与についてはその評価額)
- ⑧ 賃金の一部を控除した場合には、その額